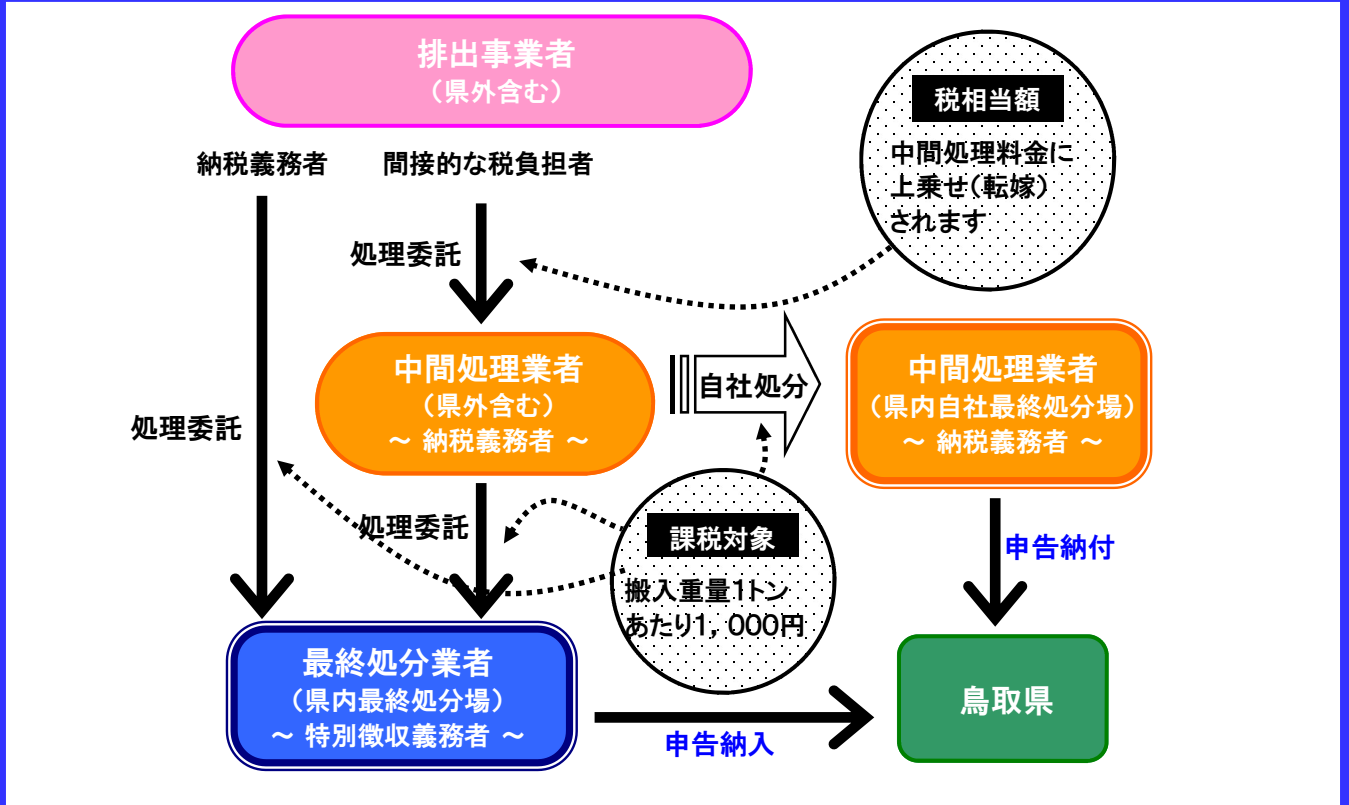


令和10年3月31日まで

鳥取県産業廃棄物処分場税を5年間延長します

産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てるため、鳥取県が平成15年4月に創設した産業廃棄物処分場税について、現行制度のまま適用期間を令和10年3月31日まで5年間延長します。

税の概要



税を納める人
(納税義務者)

県内外を問わず排出された産業廃棄物を、県内の最終処分場に搬入する排出事業者または中間処理業者

課税の対象と
納める額

県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量に対して1トンあたり1,000円

課税とならないもの
(非課税・課税免除)

- 自らが排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場で処分(自社処分)した場合
- 事業活動に伴って生じる産業廃棄物と性質の異なる産業廃棄物で知事が指定するもの (例)下水処理に伴い発生する汚泥など

税の納め方
(徴収方法)

- 最終処分業者が、排出事業者や中間処理業者から受け取った税額をとりまとめて県に申告納入(特別徴収)
- 他の事業者が排出した産業廃棄物を中間処理後に自社の最終処分場で処分した場合は、中間処理業者が県に申告納付

税の使いみち
(税収用途)

税収は、「鳥取県産業廃棄物適正処理基金」に積立て、産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生の抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する経費に充てています。